

令和8年度鍋島藩窯クリスマスイベント実施業務委託契約書

鍋島藩窯クリスマスイベント実行委員会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、令和8年度鍋島藩窯クリスマスイベント実施業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、伊万里大川内山において、そのロケーションや伝統を活かしながらクリスマスマーケットの形式の新しいイベントを開催し、鍋島焼の価値と大川内山の素晴らしさを県内外の若い世代を中心に広く発信し、新たなファンを増やすことで、佐賀のやきもの文化を未来に繋げるため、別紙1「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の実施及び委託期間）

第2条 乙は、仕様書及び提案書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、仕様書に掲げる事項及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務について全責任をもって遂行するものとする。

3 委託期間は、契約締結の日から令和9年（2027年）2月26日（金曜日）までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金_____円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金_____円）とする。

（収入の取扱い）

第4条 乙が委託業務の実施に伴い得た収入は、事業費に充当する。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、_____とする。

（再委託）

第6条 乙は、甲の承諾を得て、委託業務の一部を再委託できるものとする。

ただし、提案書に再委託の計画などを記載している場合には、当該記載事項により再委託の申し出を行ったこととし、別途再委託の申し出は不要とする。

2 前項の場合において、乙は、再委託した業務のすべてについて責任を負わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について、乙に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(完了報告書の提出)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合も含む。)の検査(以下「検査」という。)及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

ただし乙は、甲が必要と認める場合、甲に対して第3条の委託料のうち8割以内において、前金払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、支払請求書の受領日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第11条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、第9条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第 13 条 前条第1項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託料の額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間までに納付しなければならない。

2 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに違約金を支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(事故等の報告)

第 14 条 乙は、天災、事故、その他のやむを得ない理由により委託業務の履行に支障が生じるとき、またはそのおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに適切な措置をとるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、乙の責めの帰する事由によりこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直接かつ現実に生じた損害を、本契約に基づき乙が受領する金額を上限として賠償しなければならない。ただし、当該損害が乙の故意もしくは重過失による場合は除く。

2 乙は、委託業務の実施について、乙の責めの帰する事由により第三者に損害を与えた場合は、直接かつ現実に生じた損害を、本契約に基づき乙が受領する金額を上限として賠償しなければならない。ただし、当該損害が乙の故意もしくは重過失による場合は除く。

(委託業務内容の変更等)

第 16 条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料の額等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を負担するものとし、その損害額は甲乙協議して定めるものとする。

(契約費用の負担)

第 17 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(守秘義務)

第 18 条 乙は、委託業務を遂行する上で知りえた秘密を第三者に漏えいしてはならない。ただし、公知となった情報、また、甲から開示を受けた時にすでに公知であった情報はその限りではない。

(権利の帰属)

第 19 条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報保護）

第20条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第21条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、別紙3「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第22条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年（2026年） 月 日

甲： 佐賀市城内1丁目1番59号佐賀県文化課内
鍋島藩窯クリスマスイベント実行委員会
会長 ○○ ○○

乙： _____

